

[ 資料紹介 ]

## エクアドル2008年憲法の概要

新木秀和 (Hidekazu ARAKI)

神奈川大学

はじめに

2008年10月、エクアドルでは10年ぶりに新憲法が制定された。これはコレア政権のイニシアティブによる諸政策の一環である。本稿では、コレア政権下のエクアドル情勢と関連づけながら、新憲法の概要を整理し、いくらかコメントをつけ加えたい。

### 1. コレア政権と新憲法の成立

2007年1月5日に就任したコレア政権は、ラテンアメリカの左派政権の1つとして注目を集めてきた。選挙や国民投票をたびたび実施し、制憲議会を通じて国民の支持と承認を獲得してきた。しかし、左派言説にかかわらず、実際の政策運営は現実路線というべきものであり、ドル経済を持続しネオリベラリズムと共存している傾向も強い。石油部門など外国企業との再交渉という手段を進めるため、産業界や国際社会には左派イメージが強いものの、憲法や法令の制定をめぐる政治的駆け引きでは、国内の左派や社会運動との対立もしばしば見られる。

コレア政権は、政治改革の軸として新憲法制

定を公約に掲げ、就任3月後の2007年4月15日には、国民投票で制憲議会の召集に対する国民の承認を得た。同年11月30日に海岸部のモンテクリスティ(ナマビ県)で開催された制憲議会では、130名の議員のうち80名を与党(Alianza PAIS)議員が占めるという政府主導の状況下で条文審議が続けられ、翌2008年6月24日に憲法案の議会承認が行なわれた。その後、最高選挙裁判所が管轄となって、新憲法案をめぐる国民投票が召集され、2008年9月28日の国民投票で同案が承認された。次いで、同年10月20日の官報掲載で発効している。エクアドルの2008年憲法は共和国時代を通じて20番目の憲法であり、1998年憲法に次ぐ憲法である。

### 2. コレア再選をめぐる動向

新憲法の発効により、その時点の体制(=コレア政権)は移行体制(regimen de transición)と規定され、新たな政権を選出すべく総選挙が実施されることになった。選挙管轄機関として新設された全国選挙審議会(CNE, Consejo nacional

Electoral de Ecuador) は、2008 年 11 月に、2009 年 4 月 26 日の総選挙を召集した。候補は 1 月 5 日から 2 月 5 日にかけて登録し、選挙戦は 3 月 10 日から 4 月 23 日まで展開されている。エクアドルでは 18 歳以上の成人は投票が義務づけられる。今回はこれに加え、16 歳から 18 歳までの若者、国軍および警察のメンバー、ハンディキャップを持つ者、国外居住のエクアドル人(国籍所有者)、およびエクアドル国内に 5 年以上居住する外国人に、それぞれ投票権が与えられた。

憲法および選挙法の規定に基づき、2009 年 4 月 26 日に総選挙が実施され、大統領選挙の結果、大方の予想通り、現職のコレア大統領が再選された。上位候補の得票率は、コレア 51.95 %、グティエレス 28.24 %、ノボア 11.44 %、ロルドス 4.34 % である。規定によれば、第一次投票において過半数(50 %)を越える得票の候補がない場合、あるいは二位と 10 ポイント以上の差で 40 %を越える票を得票する候補がない場合に、上位二候補による決選投票が実施される(予定日は 6 月 14 日)ことになっていたが、コレア候補が過半数を制したため、その必要性はなくなった。

エクアドルにおいて決選投票を行わず第一次投票のみで大統領が選出されるのは、1979 年(民政移管の年)以来の 30 年にわたる民主体制下で初めての状況となる。今回再選されたコレア大統領の任期は、2009 年から 2013 年までの 4 年間である。新憲法では 1 度限りの再選が規定されているため、4 年後にコレアが再選されれば、最長で 2017 年までの統治が可能となる。2007 年からの通算では 10 年以上の長期政権となる展望が開かれたことを意味している。

### 3. 新憲法の内容

本稿で底本としたのは、インターネット検索でダウンロードしたスペイン語の憲法条文(Constitución Política del Ecuador)である。新憲法は全 444 条にも及ぶ長大な内容をもつ。1998 年の前憲法が全 284 条であったことにくらべ、その長さが際立つ。

下記の概要整理では、主な特徴を項目ごとにまとめた。新憲法の特徴を浮き上がらせるため、脚注で前回の 1998 年憲法での規定に関する説明を加筆してある。なお、抄訳の日本語表現については、下記のベネズエラ憲法の和訳における表現形式などを参照した。

以下では、主な特徴を記しておきたい。

国家モデルとしては、1998 年憲法で規定された国家の多文化・多民族性は、新憲法でも前提とされており、その先を進んでいる要素がある。つまり、新憲法ではマルチエスニック(multiétnico)という表記は消え、マルチナショナル(multinacional)という表現が採用されている。また、「異文化間」(intercultural)という表現が多用され、「異文化間性」(interculturalidad)という概念に基づく文化・民族概念が表明されている。また同時に、社会開発モデルにおいても、個人的な権利よりも集団的な権利に対する言及が多く、自然環境との関係にも大きな配慮が加えられている。前者は「先住民裁判権」(justicia indígena)と関わり、後者は「自然の権利」という先進的な権利概念の導入となっている。

この点に関連する特徴として、新憲法には先住民の世界観が取り込まれており、キチュア語による用語・概念がいくつか採用されている。たとえば、「よき生(生活・生き様)」を意味するスペイン語の el buen vivir という概念が、キーワードおよびキー概念の 1 つになっている。こ

これは、キチュア語 *sumak kawsay* のスペイン語訳であり、この表現は序文および本文に散見される。ボリビア憲法では、同じ *sumak kawsay* が *el vivir bien* とスペイン語訳されて、同様に重要な概念となっている。また、*la Pacha Mama* (母なる大地) というキチュア語表記も取り入れられている。加えて、スペイン語と並んでキチュア語とシュアール語も「文化間の関係言語」であると定められ、言語の複数性も明確に規定された。

政治制度面では、大統領の連続再選を容認するとともに国会の解散権を付与するなど、行政府の権限強化がはかられたと、一般に評される。ただ同時に、国会に大統領や副大統領、閣僚の罷免権を与え、相互チェックをはかる工夫がある点は注意を要する。

このことに関連して指摘できるのは、国民による政治参加を通じた参加型民主主義が構想されている点である。それは、立法・行政・司法の三権に加えて、市民参加機能および選挙機能を担う2つの審議会が新設されたことにも関係する。第4権および第5権を定めた四権分立ないし五権分立といってもよさそうである。

社会および経済開発面では、前述の *el buen vivir* とも通低する概念として、連帯経済概念の導入などにも目が引かれる。資源開発についても独自の概念規定がなされていることは、下記に示すとおりである。

なお新憲法の条文を読むと、日本語訳では表れないけれども、スペイン語の表現形式では次のような顕著な特徴がある。つまり、近年のラテンアメリカ諸国の憲法における状況と同様に、ジェンダーへの配慮が顕著である。名詞の女性形と男性形がその順序で徹底的に併記され、そうした表記が何度も繰り返されている。たとえば、*las ciudadanas y ciudadanos, las ecuatorianas*

*y ecuatorianos, la Presidenta o Presidente de la República, las juezas y jueces*、などの表記が散見される。

このように新憲法は、いくつもの画期的な特徴を持っている。と同時に、コリア政権や制憲議会の内外における駆け引きや妥協の産物といえる内容も含む。政権が社会派や環境重視派のアイデアをうまく取り込んできたとの指摘もなされている。今後の焦点は、継続するコリア政権が、新憲法の理念をどのように法制度や政策に組み込んでいくのか、あるいは抜け穴や理念との乖離がいかを生み出していくのか、といった点であろう。そのためにも、憲法規定の実際的な運用面に注視していくべきであろう。

#### 4. ラテンアメリカ諸国の動向に照らして

すでに指摘されることがあるように、コリア政権による今回のエクアドル憲法と、チャベス政権によるベネズエラ憲法(1999年12月制定)やモラレス政権によるボリビア憲法(2009年1月制定)との間には、いくつかの類似点や共通点が見受けられる。その詳細については今後の検討課題であるが、次の参考文献などにも照らして、比較分析が進められることを期待したい。

#### 参考文献

・ベネズエラ憲法について：

佐藤美由紀(監修) アルベルト松本・岡部史信(翻訳)「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法(和訳)」

・ボリビア憲法について：

遅野井茂雄「ボリビア・モラレス政権の「民主的革命」—先住民、社会運動、民主主義—」(遅野井茂雄・宇佐見耕一編『21世紀ラテンアメ

リカの左派政権：虚像と実像』アジア経済研究所、2008 年）

青西靖夫「ボリビア新憲法概要」（「開発と権利のための行動センター」ブログ）

（注：「ベネズエラ・ボリバル共和国憲法（和訳）」はアルベルト松本氏より提供していただいた。記して感謝したい。）

## エクアドル共和国憲法（抄訳）

### 目次

#### 第 1 編 国家の構成要素：

第 1 章 基本原則（1-5 条）

第 2 章 市民（6-9 条）

#### 第 2 編 諸権利

第 1 章 権利適用の原則（10-11 条）

第 2 章 よき生（*buen vivir*）の権利（12-34 条）

第 3 章 優先的配慮を要する個人・集団の権利（35-55 条）

第 4 章 共同体および諸民族（*pueblos y nacionalidades*）の権利（56-60 条）

第 5 章 参加の権利（61-65 条）

第 6 章 自由の権利（66-70 条）

第 7 章 自然の権利（71-74 条）

第 8 章 保護の権利（75-82 条）

第 9 章 義務（83 条）

#### 第 3 編 憲法上の諸権利

第 1 章 規範的権利保障（84 条）

第 2 章 公的政策・サービスおよび市民参加（85 条）

第 3 章 裁判権保障（86-94 条）

#### 第 4 編 参加および権力の構成

第 1 章 民主主義への参加（95-117 条）

第 2 章 立法機能（118-140 条）

第 3 章 行政機能（141-166 条）

第 4 章 司法機能および先住民裁判権（*justicia indígena*）（167-203 条）

第 5 章 透明性・社会統制機能（204-216 条）

第 6 章 選挙機能（217-224 条）

第 7 章 行政機関（225-237 条）

#### 第 5 編 国家の領土構成

第 1 章 総則（238-240 条）

第 2 章 領土の構成（241-250 条）

第 3 章 自治分権政府（*Gobiernos autónomos descentralizados*）および特殊制度（251-259 条）

第 4 章 管轄権制度（260-269 条）

第 5 章 資金源（270-274 条）

#### 第 6 編 開発の体制

第 1 章 総則（275-278 条）

第 2 章 参加型開発計画（279-280 条）

第 3 章 食糧主権（281-282 条）

第 4 章 経済主権（283-312 条）

第 5 章 戦略部門・サービスおよび公営企業（313-318 条）

第 6 章 労働および生産（319-339 条）

#### 第 7 編 よき生（*buen vivir*）の体制

第 1 章 包含および公正（340-394 条）

第 2 章 生物多様性および天然資源（395-415 条）

#### 第 8 編 国際関係

第 1 章 国際関係の原則（416 条）

第 2 章 国際条約・公文書（417-422 条）

第 3 章 ラテンアメリカ統合（423 条）

#### 第 9 編 憲法の至上性

第 1 章 原則（424-428 条）

第 2 章 憲法制定議会（429-440 条）

## 第3章 憲法改正（441-444条）

経過規定

廃止規定

移行制度

最終規定

主な特徴

## 1. 基本原則（国家の構成要素 = 国家ビジョン）

（第1条）エクアドルを estado intercultural, plurinacional...と規定。<sup>1</sup>

（第2条）スペイン語（castillano）は国家の公式言語であり、スペイン語、キチュア語、およびシュアール語は異文化間関係（relación intercultural）の公式言語である。他の先住民族諸語（祖先語 idiomas ancestrales）は当該先住民族の生活領域における公的使用の言語とする。<sup>2</sup>

（第5条）国内の軍事基地を外国の軍隊ないし安全保障勢力に譲渡することを禁止する。

（第416条にも関連の言及あり）<sup>3</sup>

## 2. 諸権利

（第40条、第392条）移民の権利<sup>4</sup>を認める。

（第66条～第67条）宗教や信条の（変更の）自由の保障<sup>5</sup>。様々なタイプの家族を承認<sup>6</sup>。

## 3. 国家各権及び権力分立

（1）立法権（第118条～第131条）

- ・国会（Asamblea Nacional、従来の Congreso Nacional から名称変更）が立法権を担う。一院制。
- ・国会議員は国民により選出され、任期は4年。
- ・国会議員は、全国区から15名、各県区から各々2名、人口20万につき各1名（端数が15万人を超える場合には更に1名）<sup>7</sup>
- ・国外のエクアドル人の代表、今後創設される自治的な地方（regiones）および大都市圏（distritos metropolitanos）の代表、および国外滞在中の代表も統合する。
- ・国会議員選挙における被選挙年齢は18歳<sup>8</sup>。
- ・国会議員は、任期の連続、非連続を問わず、1回に限り再選可能。
- ・国会は、国会議員定数のうち3分の2の賛成を以て大統領及び副大統領を罷免できる。
- ・国会は、国会議員定数のうち過半数の賛成を以て各大臣を罷免できる<sup>9</sup>。

（2）行政権（第141条～第166条）

- ・大統領は国民により選出され、任期は4年。任期満了直後、1回に限り再選可能。<sup>10</sup>
- ・大統領選挙における被選挙権は35歳。

<sup>1</sup>1998年憲法では estado pluricultural, multiétnico...と規定。ethnicidad ではなく interculturalidad（異文化間性）に言及するのは、先住民族運動・アフロ系運動などの要求を踏まえたラテンアメリカ政治文化の潮流を反映。

<sup>2</sup>1998年憲法では公式言語としてのスペイン語、先住民族の公的使用の言語としてのキチュア語、シュアール語、および他の先住民族諸語、という2段階の設定で先住民族諸語の差異を設けていなかったが、本憲法ではキチュア語およびシュアール語と他の言語との差異を設けた3段階の設定。

<sup>3</sup>マンタ基地の米軍への使用許可を契約終了後に延長しないと解釈される。

<sup>4</sup>新設された権利

<sup>5</sup>カトリックの優越を意味しないため、この点はカトリック教会から批判されていた。

<sup>6</sup>同性婚を認めるものとカトリック教会や保守派は批判していた。

<sup>7</sup>国会議員定数は直近の国勢調査の結果により変動する。1998年憲法での国会議員定数は130名。

<sup>8</sup>1998年憲法では25歳。

<sup>9</sup>1998年憲法では、国会は各大臣の証人喚問を実施することはできるが、罷免することはできない。

<sup>10</sup>1998年憲法では、その後、1期（4年間）間隔をおけば再選可能であるが、大統領の任期満了直後の再選は認められない。

- ・大統領は、任期の最初の 3 年間のうち 1 回に限り国会を解散できる。大統領は、国会解散決定後 7 日以内に、残りの任期に関する国会議員選挙及び大統領選挙を召集しなければならない<sup>11</sup>。
- ・大統領と副大統領の 4 親等以内の血縁および 2 親等以内の親族を大臣に任命できない。

(3) 司法権 (第 178 条、第 179 条、第 191 条、第 194 条、第 182 条 ~ 第 188 条)

- ・司法権は、最高裁判所 (Corte Nacional de Justicia)、各県裁判所 (Cortes Provinciales de Justicia) 及び地方裁判所 (Tribunales y Juzgados y Juzgados de Paz) が担う。
- ・裁判審議会 (Consejo de Judicatura) が最高裁判所判事任命権を有する。裁判審議会は 9 名の委員から成り、それら委員は国家採用試験により選ばれる。裁判審議会委員の任期は 6 年。
- ・最高裁判所は、21 名の判事から成る。最高裁判所判事の任期は 9 年。最高裁判所判事は裁判審議会により任命され、再選不可。最高裁判所は、上告のための裁判所である。
- ・軍および国家警察のメンバーも、通常の司法制度により裁かれる。<sup>12</sup>

(4) 透明性・社会統制権<sup>13</sup>(第 204 条 ~ 第 210 条)

- ・国民は委任者であり、公的権力の第一の査察官。
- ・透明性・社会統制機関は、市民参画・社会統制審議会、国民擁護庁、国家会計検査院、各国家監督庁から成り、これら各機関からの代表者の透明性・社会統制機関委員の任期は 5 年。国会は、透明性・社会統制機関委員を罷免できる。

- ・市民参画・社会統制審議会は 7 名の委員から成る。市民参画・社会統制審議会委員は、国家選挙審議会が実施する国家採用試験により、社会团体や市民の中から立候補した者の中から選出される。第 1 回目の市民参画・社会統制審議会委員については、立法府<sup>14</sup>が任命し、任命された委員は、具体的法律が制定するまでの間その職務を遂行する。

- ・市民参画・社会統制審議会は、大統領が推薦する各々 3 名のうちから、国家法制局長及び各監督庁長官を任命する。また、国民擁護庁長官、検察庁長官、および国家会計検査院長官を任命する。また、国家選挙審議会 (Consejo Nacional Electoral)、選挙訴訟裁判所 (Tribunal Contencioso Electoral)、および裁判委員会メンバーを任命する。

(5) 選挙に関する機能 (第 217 条 ~ 第 221 条)

- ・選挙に関する機能は、国家選挙審議会 (Consejo Nacional Electoral)、選挙訴訟裁判所 (Tribunal Contencioso Electoral) が果たす。<sup>15</sup>
- ・国家選挙審議会は、5 名の委員から成り、任期は 6 年。国家選挙審議会委員は市民参画・社会統制審議会により任命される。
- ・選挙訴訟裁判所は、5 名の判事から成り、任期は 6 年。選挙訴訟裁判所は、国家選挙審議会の行為に対する訴えや政治組織の訴訟を解決する。選挙訴訟裁判所の判決は最終判決であり、直ちに拘束力を有する。選挙訴訟裁判所判事は市民参画・社会統制審議会により任命される。

(6) 憲法裁判所 (Corte Constitucional) (第 429 条 ~ 第 440 条)

<sup>11</sup> 1998 年憲法では、大統領は国会解散権を持たない。

<sup>12</sup> 1998 年憲法では、軍及び国家警察のメンバーは、軍裁判所および国家警察裁判所により裁かれる。

<sup>13</sup> 新設、1998 年憲法では存在しない。

<sup>14</sup> 新憲法草案制定に携わった制憲議会を指す。

<sup>15</sup> 1998 年憲法では、最高選挙裁判所 (Tribunal Supremo Electoral) が選挙の実施及び選挙に係わる裁判の両方の機能を果たす。

- ・憲法裁判所は、国家機能機関でもなく、司法機関でもない。憲法裁判所は、憲法のコントロール、解釈、管理のための最高機関である。9名の判事から成り、任期は9年。再選不可。
- ・憲法裁判所判事は、証人喚問の対象とはならず、任命権者により罷免されることもない。評価委員会により任命される。
- ・評価委員会は6名の委員から成り、立法府、行政府、市民参画・社会統制審議会が各2名ずつ選出し任命する。

#### 4. 私的所有権 (第 321 条 ~ 第 323 条)

- ・国家は、全ての形態の私有財産権を保障する。
- ・私的所有は、社会的・環境的機能を果たさなくてはならない。
- ・国家機関は、社会開発計画の実施のために、公共の利益、社会的利益、あるいは国家利益となる場合は、事前評価及び補償を行うことにより、財を接収 (expropiación) できる。
- ・全ての形態の押収 (confiscación) を禁じる。

#### 5. 天然資源の開発 (第 261 条、第 313 条 ~ 第 318 条、第 408 条)

- ・中央政府は、エネルギー資源の排他的管轄権を有する。
- ・国家は、天然資源の利用による利益に関し、それを開発する企業が得る利益 (beneficio) の半分、あるいはそれ以上を得る。
- ・全ての形態のエネルギー、通信、再生不可能なエネルギー、パイプライン、炭化水素精製、生物多様性、および遺伝遺産、電波スペクトル、水を戦略的部門と見なす。国家は、戦略的部門の運営、規則制定、管理、および運用権を有する。国家は、戦略的部門及び公共サービスへの参加を、国家が過半数の株を有する

合同企業 (合併企業 *empresas mixtas*) に委任することができる。国家は、例外的に、戦略的部門における活動の実施を、民間イニシアティブや民衆連帯経済 (*economía popular y solidaria*) に委任することができる。

- ・水の民営化を禁止する。

(注：資源開発に関わる当該地域住民の事前承認については、明確な規定はない)

#### 6. 軍及び国家警察 (第 158 条 ~ 第 163 条)

- ・軍及び警察は、決定権を持たず従属し、厳格なシビリアンコントロールの下で職務を果たす。<sup>16</sup>
- ・軍および警察のメンバーは、司法府により裁かれる。(前述)
- ・軍は、国家防衛に関係した経済活動に参加できる。<sup>17</sup>

#### 7. 地方自治権 (第 238 条 ~ 第 259 条)

- ・地方政府は、地方議会<sup>18</sup>、県議会、市議会、町議会、区委員会から成る。区委員会を除く地方政府は、各々の管轄区域に置いて各々の管轄区域限りの効力を有する法令を定める。
- ・国家は、地方 (*regiones*)<sup>19</sup>、県 (*provincias*)、市 (*cantones*)、区 (*parroquias rurales*) から成る。
- ・地方は、2つあるいはそれ以上の隣接する県で、その合計表面積が2万平方 km 以上で、かつ、合計人口が国家人口の5%以上である場合に形成される。
- ・地方の形成は、各県のイニシアティブにより行われる。まず、国会に法令草案を提出し、

<sup>16</sup> 1998年憲法では、軍は民主主義の擁護者 (*defensor de democracia*) と定義。

<sup>17</sup> 現 1998年憲法ではこのような制限がないため、軍はほぼ全ての経済分野に参加。

<sup>18</sup> 1998年憲法では存在しない。

<sup>19</sup> 1998年憲法では存在しない。

その法令草案が国会により承認された場合には、地方憲章案を憲法裁判所に提出する。その憲章案が憲法裁判所により承認された場合には、憲章案の可否を問う国民投票が行われる。国民投票で憲章案が可決された場合、法令草案が発効し、地方選挙が召集される。

#### 8. 経済体制（第 283 条及び第 284 条）

- ・社会・連帯経済体制 (Sistema económico es social y solidario)<sup>20</sup>。人間が主体。
- ・自然との調和の中で、社会、国家、および市場との間に、活発でバランスのとれた関係を築く。より良き生活 (el buen vivir) を可能とするため、物質および非物質の生産、ならびに再生産を保障する。
- ・経済体制は、公共、私営、混合、民衆、および連帯経済組織の形態により構成される。

#### 9. 公的債務（第 289 条～第 291 条）

- ・国家の全てのレベルにおける公的債務の契約は、計画および予算のガイドラインにより判断され、法律に従い、債務・財務委員会の承認の下で実施される。<sup>21</sup>
- ・公的債務が国家主権、権利、より良い生活、および自然保護に悪影響を与えないよう監視する。
- ・私的債務の国有化を禁止する。
- ・新しい条件がエクアドルにより有益な場合に限り、公的債務の再ファイナンスを実施できる。
- ・債務再交渉協定には、如何なる形式の利息に対する利息や高利を含まない。

#### 10. 改憲規定（第 441 条～第 444 条）

<sup>20</sup> 1998 年憲法では、社会・市場経済。

<sup>21</sup> 1998 年憲法では、国家法政局、経済財務省の債務委員会、および中央銀行による承認が必要。

- ・(第 441 条) 改憲の要件：

国民投票（大統領の要請、ないし有権者数の 8 % 以上の要請による）を通じるもの。

国会議員の 3 分の 1 以上の発議により、2 度の審議を経て、国会議員の 3 分の 2 の支持を獲得するもの。

- ・(第 442 条) 憲法の一部改正に関する規定。

- ・(第 444 条) 憲法定議会の規定。

#### 11. 経過規定・過渡的体制

- ・(第 1 条) 本憲法の発効により、現政権下の体制を過渡的体制と規定する。

- ・(第 2 条～第 15 条) 総選挙：国家選挙審議会の設置から 30 日以内に総選挙を召集する。対象は大統領および副大統領、アンデス議会議員（代表 5 名）、国会議員、県議会議員、市長等。

- ・(第 9 条) 大統領と副大統領は、国会設置から 10 日後に任期を開始する。<sup>22</sup>

大統領と副大統領は、2013 年 5 月 24 日に任期を終了する。同様に、アンデス議会議員は 2013 年 5 月 19 日、国会議員は 2013 年 5 月 14 日にそれぞれ任期を終了する。

<sup>22</sup> 2009 年 5 月。